

野外活動の促進に関する連携協定

奈良県（以下「甲」という。）と日本ボーイスカウト奈良県連盟（以下「乙」という。）は、県民の野外活動を促進するため、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、県民に野外活動を普及奨励して心身の健全な発達を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 奈良県立野外活動センター利用者の活動支援に関すること。
- (2) ボーイスカウト活動の普及奨励及び活性化に関すること。
- (3) はやまの森野営場の活性化に関すること。
- (4) 防災教育に関すること。
- (5) その他、野外活動を通じた県民の心身の健全な発達に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1カ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月24日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県知事 荒井 正吾 （署名）

乙 天理市川原城町680番地
日本ボーイスカウト奈良県連盟
連盟長 辻村 泰範 （署名）